



南監第430号
令和3年11月30日

南大隅町長 石畠 博
議会議長 松元 勇治
教育長 山崎 洋一
選管委員長 天目石幸一
農業委員会長 橋口 初男

} 殿

南大隅町監査委員

徳永 和幸

同

上之園健三



定例監査の結果報告

地方自治法第199条第4項及び南大隅町監査委員条例第3条による定例監査を実施しましたので、意見を添えてその結果を報告します。

記

1. 監査実施年月日

令和3年 11月5日・9日・12日・19日・26日 (5日間)

2. 監査の対象機関

佐多支所、農業委員会、経済課、町民保健課、建設課
教育振興課、税務課、介護福祉課、総務課、選挙管理委員会
企画課、商工観光課、会計課、議会事務局、監査事務局

3. 監査の範囲

令和3年度第1四半期から第2四半期(4月～9月)における財務に関する事務の執行及び経営に係わる事業の管理について。

4. 監査の結果及び意見

今回の監査については、資料を徹して聴き取り調査を主に実施した。

監査の結果、法令、条例等に基づき概ね良く処理されていると認めた。軽微な事項については監査の段階で口頭指摘をしたので善処されたい。尚、次の点については検討・改善を図られ、留意して今後の適正な事務の執行にあたられたい。

- (1) 予算執行状況については、概ね計画どおりに事業は執行されている。執行残については明確に不用額と判断できるものは、少額でも早期の減額補正をすべきである。
- (2) 町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、住宅使用料、水道使用料等の滞納繰越額など、担当課においては鋭意努力されているのは理解しているが、極力、不納欠損が生じることがないよう引き続き債権回収対策プロジェクト会議や情報を共有しながら、現年度の徴収と滞納額の減額に努められたい。
- (3) 予算執行は早めの執行を心掛け、経常的経費等で予算残額が生じているからといって、不要不急な物品等の購入は厳に慎み、経費節減に最大限努められたい。特に備品の購入については、特段の事業がない限り、第1四半期までの執行を求めるものである。
- (4) 委託料（単価契約等は除く）について、契約と同時に支出負担行為伝票を速やかに起こされたい。
- (5) 工事等契約関係の執行状況については、概ね順調に発注されている。今後についても、ほぼ計画どおりの予定となっているため、引き続き計画的な事業発注に努められ、発注後の現場巡回や工期の厳守など、指導を徹底されたい。
- (6) 基金の国債等運用については、適正に運用されており、担当課の努力が伺えた。今後とも、国内外の経済情勢等により変動するため元本保証を最重要課題とし、今後の金利の動向を注視しながら、適正な時期を見きわめ効率的な運用に引き続き努められたい。
- (7) 年度末での予算消化的な執行がないように努められたい。